

2026年1月8日

## 日本学術会議憲章（素案）

科学は人類が共有する知的資産を供与する学問であり、科学者は学問上の真理探究を通してこの知的資産を拡大することによって未来への展望を示し、人類に利益をもたらす使命を有する。日本学術会議は、多様な分野の科学者とそれを支える職員等により結成されたわが国を代表とする学術団体であり、大学・研究機関、学協会、企業、市民社会、そして海外アカデミーとの連携・協働によって、人類の知的資産を拡大・深化し、社会課題の解決、人類社会と地球・宇宙との調和、そして人類の平和的発展に貢献することを使命とし、その責務を自律的に果たすことをここに宣言する。

### 第1項 わが国の研究者の代表機関

日本学術会議は、わが国の多様な分野の研究者を国内外に対する代表機関として、学問の自由と研究の自律性のもと、中立的な立場で科学・学術の深化・発展に貢献するとともに、その基盤のもとで未来への展望を示し、人類に利益をもたらすことを目指す。

### 第2項 人類の平和的発展への寄与

日本学術会議は、人々の健康とウェルビーイング、福祉の向上を目指し、地球・宇宙環境と調和した人類の平和的発展に資する。

### 第3項 科学分野を包摂する組織

日本学術会議は、人文・社会科学、生命科学、理学・工学等の幅広い分野を包摂する組織として、多様性と包摂性を尊重し、科学・学術の健全な発展と人類の平和的発展への寄与を図る。

### 第4項 科学的かつ客観的な意思の表出

日本学術会議は、公論を促進し、政策や社会制度の国民による選択に寄与するため、自律性と公平性を保持し、卓越性と誠実性のもと、普遍的・俯瞰的視点から科学者としての意思を社会に対して適時表出する。

### 第5項 研究機関・学協会・企業・市民社会との連携・協働

日本学術会議は、科学・学術の深化と統合知の創出によって人類の平和的発展に寄与するため、大学・研究機関、学協会、企業、並びに市民社会との連携・協働を推進する。

## **第6項 國際連携・協働の推進**

日本学術会議は、科学・学術の進歩への貢献と地球・宇宙規模の環境問題や健康危機等の課題解決に向け、海外アカデミーを含む国際学術組織との主体的な連携・協働を推進する。

## **第7項 未来の展望の提示と人材育成**

日本学術会議は、国民が共感と期待を抱く未来への展望を提示し、未来を担う世代の研究者の自立的な研究活動を支援し、学術界の内外で科学・学術を担う人材育成に努める。

## **第8項 伝統の継受と持続的な改革**

日本学術会議は、伝統を継受しつつも、時代の要請に応じた継続的改革を行い、科学・学術の不断の進化に貢献し、その使命を全うする。

## **第9項 国民との対話と協働**

日本学術会議は、国民との対話を促進し、科学・学術の成果を共有することで、広い世代に亘る科学リテラシーの向上、知的好奇心の醸成に図るとともに、国民からの科学・学術への期待や懸念を真摯に受け止め、科学・学術に対する共感と希望そして信頼の確保に努める。

## **第10項 使命・義務・責任の遵守**

日本学術会議は、社会・国民からの負託に応える責務を自律的に果たし、その達成に誠実に取り組む。

(以上)